

ふじのくに
森林の都
しずおか



しずおか DRY
S WOOD



令和7年度「しずおか木使い施設推進事業」のご案内

～静岡県生まれの木で建物を建てよう!!～

◎「しずおか優良木材等」の品質の確かな県産材製品を使って、木造施設を新築・増改築、施設を木質化する方に補助します。

1 申込内容

■ 申込期間:4月1日～2月20日（必着）

※補助棟数70棟程度(予算範囲内において先着順)

■ 補助額（1棟当り）

補助内容	しずおか優良木材等の使用量・使用面積	補助金額	上限額
木造施設の新築又は増改築	10㎡以上	15,000円/㎡×使用量㎡※	150万円
⊕ 森林認証材加算	しずおか優良木材等のうち森林認証材の使用量に応じて加算	5,000円/㎡×使用量㎡※	50万円
木質化	20㎡以上	3,500円/㎡×使用面積㎡※	100万円
⊕ 森林認証材加算	しずおか優良木材等のうち森林認証材の使用量に応じて加算	1,000円/㎡×使用面積㎡※	28万円

※使用量および使用面積は小数点以下切り捨て

2 申込条件

次の条件をすべて満たす場合に、申込できます。

【共通の条件】

- ① 自らが居住する目的以外のために、静岡県内において、木造施設を建築（新築・増改築）すること、または、施設を木質化すること。（国及び地方公共団体の施設を除く）
なお、対象施設は建築基準法に定める建築物とする。（店舗などの兼用住宅は対象施設に含める）
- ② 「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が3月8日までであること。
- ③ アンケートや建築現場見学会の開催に協力できること。
- ④ 施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度によって産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。

【木造施設の新築・増改築】

- ① 「しずおか優良木材等※」を10㎡以上使用すること。
- ② 「しずおか優良木材等」のうち、森林認証材※を20%以上使用すること。

※しずおか優良木材等とは、…●しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品

●静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ、合法性を証明されたJAS・JIS製品

※本事業における森林認証材とは、…●持続的な管理が行われている認証森林から生産された木材のことで、森林認証（CoC認証）を取得した事業者が分別管理し、製材・加工した製品

【施設の木質化】

- ① 「しずおか優良木材等」を20㎡以上使用すること。
- ② 「しずおか優良木材等」のうち、森林認証材を20%以上使用すること。

3 申込方法

下記期限までに、静岡県森林組合連合会あてに、次の書類を郵送または直接持参してください。（最終面参照）

提出書類	新築・増改築	木質化
(1) 補助金交付申込書	● 様式第1号	● 様式第2号
(2) 木びろい表	● 様式第10号	● 様式第11号
(3) 現地案内図	●	●
(4) 各階平面図 ※リフォームの場合は使用面積の根拠となる図面	●	●
(5) 建築確認済証(写)	●	●
(6) 工事請負契約書等(写) ※自社物件を自社で木質化する場合は工事仕様書を添付する(任意様式)	●	● 参考
書類提出期限	木工事着手の2週間前	補助対象工事着手の2週間前

申込から支払いまでの流れ

申込に必要な書類（様式）は、静岡県森林組合連合会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.s-kenmori.net/kinoie/about-subsidies2/>

